

東郷町地域展開部活動運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ活動及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図るため、東郷町地域展開部活動（以下「地域展開部活動」という。）を設置し、その適切な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域展開部活動の実施主体は、東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

2 教育委員会は、地域展開部活動を適切に運営できると認められる者（以下「受託事業者」という。）に地域展開部活動の運営の全部又は一部を委託することができる。

(地域展開部活動の活動)

第3条 地域展開部活動は、スポーツ活動及び文化芸術活動のうち、別表に掲げる活動を行う。

(対象生徒)

第4条 地域展開部活動の対象となる生徒は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する中学生
- (2) 東郷町町立学校設置条例（昭和47年東郷町条例第8号）第2条に規定する中学校に就学している生徒のうち、町外に住所を有する者

(名称及び活動場所)

第5条 地域展開部活動の名称及び活動場所は、次のとおりとする。

- (1) 東郷中学校とうごうクラブ 東郷町大字諸輪字北山126番地
- (2) 春木中学校とうごうクラブ 東郷町大字春木字新池1番地
- (3) 諸輪中学校とうごうクラブ 東郷町大字諸輪字後山60番地65

(開設日)

第6条 地域展開部活動の開設日は、東郷町立学校管理規則（平成12年東郷町教育委員会規則第3号）第3条第1項第1号及び第2号に規定する学校の休業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）及び夏季休暇（愛知県教育委員会から事前に通知される期間）の期間については、原則として開設しないものとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前２項の規定にかかわらず、地域展開部活動を臨時に休止又は開設することができる。

（開設時間）

第７条 地域展開部活動の開設時間は、原則として午前８時から午後５時までとする。ただし、活動内容又は運営上の事情により、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

（入会及び退会の手続等）

第８条 地域展開部活動への入会を希望する生徒の保護者は、教育委員会が別に定める方法により、指定する期日までに届け出なければならない。

2 地域展開部活動に入会の必要がなくなった生徒の保護者は、地域展開部活動の退会を教育委員会が別に定める方法により、指定する期日までに届け出なければならない。

3 教育委員会は、地域展開部活動に入会した生徒（以下「入会生徒」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入会を取り消すことができる。

- (1) 第４条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第１０条に規定する費用を滞納したとき。
- (3) 指導者の指導に従わないなど、集団行動を行う上で著しく支障があるとき。
- (4) 虚偽の届出をしたとき。

（休会の届出）

第９条 入会生徒の保護者（以下「入会保護者」という。）は、やむを得ない事情により活動への参加が困難となった場合は、地域展開部活動を一時休会することができるものとし、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（費用の徴収）

第１０条 受託事業者は、入会保護者から活動に係る費用を徴収することができる。

2 前項の費用は、次の各号に規定する費用のうち教育委員会が認めたものとする。

- (1) 指導者に支払う謝金、入会生徒のスポーツ傷害保険の保険料及び連絡ツール等のシステム使用料に充てる月毎に徴収する費用（以下「月会費」という。）
 - (2) 大会の登録費、大会に出場するために必要な交通費又は宿泊に係る費用
 - (3) ユニフォーム又は練習着の購入に係る費用
 - (4) その他教育委員会が特に必要と認めた費用
- 3 月会費について、月の途中において入会、退会又は休会（復帰を含む。）をした場合において、費用の徴収をすることができる。ただし、月の初日から末日までの全部を休会したときは、当該月の費用の徴収はできないものとする。
- 4 東郷町就学援助費事務取扱要綱第2条第1号に規定する要保護者並びに同条第2号及び第3号に規定する準要保護者として教育委員会に認定された入会保護者は、東郷町地域展開部活動月会費免除申請書（様式第1）を教育委員会に提出することにより、地域展開部活動の月会費の支払を全額不要とするものとする。
- 5 教育委員会は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除の可否を決定するものとする。
- 6 前項の規定により支払いを不要とした月会費は、教育委員会が受託事業者に委託料として支払うものとする。
- 7 教育委員会は、東郷町地域展開部活動参加費免除承認（不承認）通知書（様式第2）により、免除の可否を入会保護者に通知するものとする。
- 8 前項の規定による承認を受けた入会保護者は、その承認に係る事由の変更又は取消しがあった場合には、東郷町地域展開部活動参加費免除変更（取消）届（様式第3）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 9 教育委員会は、前項の規定により変更（取消）届を受理したときは、その内容を確認し、入会保護者が東郷町就学援助費事務取扱要綱第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったと認めたときは、当該免除の承認を取り消し、東郷町地域展開部活動月会費免除取消通知書（様式第4）により入会保護者に通知するものとする。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表（第3条関係）

活 動 名
軟式野球
ソフトボール
サッカー
ソフトテニス
陸上
バレーボール
バスケットボール
卓球
剣道
バドミントン
吹奏楽

様式第 1 （第 1 0 条関係）

年 月 日

東郷町教育委員会 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

東郷町地域展開部活動月会費免除申請書

東郷町地域展開部活動運営要綱第 1 0 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり参加費の免除を申請します。

なお、免除の審査に当たり、私の世帯の就学援助受給状況等について、東郷町教育委員会が公簿等により確認することに同意します。

記

1 対象生徒

学校名 中学校

学 年 第 学年

氏 名

2 申請理由（該当する区分にチェックを入れてください。）

☐ 要保護者（生活保護法に規定する要保護者）

☐ 準要保護者（東郷町就学援助費事務取扱要綱に規定する準要保護者）

3 免除申請期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第2（第10条関係）

東教生発第 号

年 月 日

様

東郷町教育委員会 印

東郷町地域展開部活動参加費免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました東郷町地域展開部活動月会費の
免除について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決 定

☐ 承 認

☐ 不承認

2 承認の場合の内容

(1) 対象生徒氏名

(2) 免除期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 免除額 全額免除

3 不承認の場合の理由

様式第3（第10条関係）

年 月 日

東郷町教育委員会 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

東郷町地域展開部活動参加費免除変更（取消）届

東郷町地域展開部活動運営要綱第10条第8項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 対象生徒氏名

2 変更（取消）の内容

☐ 変 更 （変更前： 変更後： ）

☐ 取 消

3 変更（取消）の事由

（例：就学援助の認定が取り消されたため 等）

4 変更（取消）年月日

年 月 日

様式第 4（第 10 条関係）

東教生発第 号

年 月 日

様

東郷町教育委員会 印

東郷町地域展開部活動月会費免除取消通知書

年 月 日付け東教生発第 号で通知した東郷町地域展開部活動月会費の免除決定について、東郷町地域展開部活動運営要綱第 10 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 対象生徒氏名

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由